

明日に向かって

ともに創る

(125)

大船渡市長 戸田 公明

新たな森林経営管理への

取り組みが始まっています

昭和30年には木材自給率が約95%でしたが、その後の高度経済成長による需要の高まりを受け、安い外材輸入が急増しました。

一方、国産材の生産量と自給率が徐々に落ち込み、平成12年には、生産量が昭和30年の約半分に、自給率は約18%になりました。その後、自治体などによる地元産材の活用促進などにより、平成27年以降、自給率は30%台まで回復しています。

このような中、少子高齢化・人口の大都市集中などもあり林家が激減し、間伐されない民間人工林が目立つようになりました。この状況を受け、国では平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し、翌4月から施行されました。これは森林所有者が自ら経営する意欲が無く、現状では引き受け手が無い手入れ不足の人工林を、市町村が仲介役となり、健全な状態にしよう

とする制度です。

翌年、国は市町村が行う森林整備などの財源に充てるため、森林環境譲与税を制度化して令和元年度より自治体に交付を始めた。市内には人工林が約8,700haあり、そのうち森林経営計画未作成・過去10年以上間伐等の施業実績がない約7,350haが森林経営管理制度の対象です。

今後は、対象森林を、航空レーザー計測と資源解析結果をもとに約20区域に分割して事業を進めることとしています。

区域毎に、

●1年目：森林所有者への意向調査

●2年目：森林現況調査や制度の説明、経営管理権集積計画の作成

●以後、約10年間にわたって、市が直接管理(間伐1回など)、または意欲ある林業経営体への委託による管理を行った後、

森林所有者へ返還。

以上が、森林経営管理法による市の取り組み概要ですが、市内を約20区域に分割しているため、着手後ひと回りするのに約20年+実施に10年として、管理がひと回りするのに約30年かかります。この間には、全伐のための林道・作業道の補修、全伐後の植林支援、人材育成・担い手育成支援、所有者自らが行う森林整備への助成などが必要に応じてなされていきます。

森林経営管理は別な観点から重要です。

●豪雨災害に対し、より強い山林と林地をつくることにつながります。間伐が行われていない生育の悪い森林では、根が浅いため斜面の地すべりが起こりやすくなりますが、間伐することにより幹が太く根も深くなり、地すべり防止につながります。

●森林管理を適切に行うことにより、二酸化炭素吸収が一定程度行われ、地球温暖化対策にもつながります。

このように、大変重要な取り組みであり、かつ息の長い取り組みでもあります。市としては、関係者の方々のご理解・ご協力を得ながら進めてまいります。

大船渡市民体力測定会を開催します

自分の体力年齢や運動能力を知ることが、健康づくりのきっかけになります。気軽に参加してみませんか。

▷期日＝10月10日(月・祝)

▷時間

①65歳以上 午前10時～正午
※午前9時30分受付開始

②20歳～64歳以下 午後1時30分～3時30分
※午後1時受付開始

▷会場＝大船渡市民体育館

▷対象・実施種目

①大船渡市内に居住する65歳以上の人
⇒握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足

立ち、10m障害物歩行、6分間歩行
②大船渡市内に居住または勤務する20歳～64歳以下の人

⇒握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび

▷定員＝①、②とも各20人

▷参加料＝100円(保険料)

▷持ち物＝運動できる服装、上履き、タオル、飲み物

▷申込締切日＝10月5日(水)

▷申込先・問い合わせ先

大船渡市スポーツ協会(☎271001/☎271002)

Eメール：n-yamada@ofutaikyouto.com

